

時・令和8年2月16日（月）

於・特許庁9階庁議室＋WEB会議室

産業構造審議会

知的財産分科会商標制度小委員会

第38回商標審査基準ワーキンググループ議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 商標審査基準改訂案について	2
3. 閉 会	10

1. 開 会

○根岸商標課長 それでは、委員の皆様おそろいになってございますので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第38回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

事務局を担当いたします商標課長の根岸でございます。

委員の方々におかれましては、御多忙の中お集まりいただき誠にありがとうございます。

本ワーキンググループは、7名の委員で構成されておりますところ、本日は委員全員の皆様に御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては、金子座長にお願いしたいと思います。金子座長、よろしくお願いたします。

○金子座長 それでは、本日の議題について御紹介いたします。本日の議題は、商標審査基準改訂案についてでございます。

続きまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○根岸商標課長 では、配付資料の確認をいたします。配付資料は、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、資料1「商標審査基準改訂案」、参考資料1「商標審査基準改訂案に対するパブリックコメントの結果について」、以上となります。

○金子座長 ありがとうございます。

議題に入る前に、事務局から事務運営の説明をお願いいたします。

○根岸商標課長 本日は、相良委員のみオンラインで御出席、その他の委員の皆様におかれましては、対面で御出席されています。

対面で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、御発言の際には挙手をしていただき、金子座長から指名されましたら、卓上のマイクのスイッチをオンにして御発言されるようお願いいたします。なお、発言の際にはマイクに近づいてお話しいただければと思います。

オンラインにて御出席の相良委員につきましては、御発言希望がございましたら、Teamsの手を挙げる機能を用いてお知らせいただくか、会話チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。こちらで確認して、指名させていただきますので、御発言いただく際には、マイクとカメラをオンにしていただきますようお願いいたします。会議中に音声が届

こえないなど何かトラブルが発生しましたら、随時チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

傍聴者の皆様におかれましては、常時マイクとカメラをオフにさせていただくようお願いいたします。チャット欄も御利用なさらないようお願いいたします。また、本会議を録音することは慎んでいただきますようお願いいたします。後日、議事要旨、議事録は特許庁ホームページに掲載いたします。

○金子座長 ありがとうございます。

2. 商標審査基準改訂案について

○金子座長 それでは、これより議題に入ります。議題は、商標審査基準改訂案についてでございます。事務局より御説明をお願いいたします。

○庄司商標審査基準室長 皆様、おはようございます。商標審査基準室長の庄司でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、事務局より御説明申し上げます。

まず、資料1の審査基準改訂案を御覧ください。こちらは、パブリックコメントの結果を踏まえました、現在の商標審査基準改訂案でございます。

まず、前回第37回の商標審査基準ワーキンググループでお示ししました改訂案からの主な変更点を御説明いたします。

資料1の4ページを御覧ください。商標法第4条第4項の商標審査基準、4.(4).(イ)としまして、新たに、「商品等の出所が実質的に同一であって、混同を生ずるおそれがないと判断するか否かの考慮事由」として項目立てをしまして、商品又は役務の出所が実質的に同一である場合は、出所の混同のおそれがないと判断する旨を明記することとともに、出所が実質的に同一か否か判断する際の考慮事由を例示しております。

前回第37回に事務局からお示ししました改訂案では、考慮要素の例示を4つ挙げておりましたが、そのうちの「③両商標の使用態様」の記載につきましては、混同を生ずるおそれがないか否かを判断する際の考慮事由を記載している(ア)におきましては、「⑧商標の使用態様その他取引の実情」となっておりますため、(ア)と(イ)の記載の平仄が取れていないとの御指摘がございました。

また、(イ)の4つ目の考慮要素として挙げておりました「④出願人と引用商標権者の間における合意の内容」につきましては、他の考慮要素において読み込まれていることから、

そもそもここで考慮要素として挙げる必要はないのではないかと御指摘がございました。

これらの御指摘を踏まえまして、金子座長と御相談した結果、資料1のとおり、第4条第4項の審査基準、4.(4).(イ)におきましては、「①出願人と引用商標権者の関係性」、「②商標の使用をする商品等に係る事業の実施状況」及び「③商標の使用態様その他取引の実情」という3つの考慮要素を例示として記載させていただくことにいたしました。

そして、資料1と同じ内容の改訂案で、令和7年12月22日から令和8年1月26日までパブリックコメントを実施しました結果、さらなる改訂案の修正は不要と判断しておりますので、現在の商標審査基準改訂案は資料1のとおりとなっております。

続きまして、参考資料1を御覧ください。参考資料1は、パブリックコメントの結果を取りまとめたものでございます。

意見の提出数は8件でございました。内訳は、団体より1件、匿名の個人より7件でございます。

パブリックコメントの実施主体は特許庁となっておりますので、御意見に対する考え方については、追って取りまとめをいたしまして、結果はウェブサイト上に公開する形で御報告とさせていただく予定でございます。

いただいた御意見につきましては、参考資料1の別紙として取りまとめをいたしました。改訂案に賛成する御意見のほか、第4条第1項第10号及び第11号の審査基準を削除する改訂案につきまして、その理由を問うものですか反対の御意見が何件かございました。

この点につきましては、前回第37回のワーキンググループにおきまして委員の皆様方には御説明申し上げ、御理解、御了承いただいておりますので、パブリックコメントを踏まえてのさらなる修正は不要と考えております。

御意見に対する考え方については、先ほど申し上げたとおり、その考え方をホームページでお示したいと考えておりますが、基準改訂の必要性や改訂後における具体的な運用については、今後、説明や周知を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。ありがとうございます。

○金子座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明について、御自由に御質問や御意見をお願いいたします。どなたからでも御自由に御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。江幡委員、お願いします。

○江幡委員 特に異存ございませんという意見を申し述べさせていただきます。

○金子座長 進行上、大変助かります。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。御質問でも。相良委員、お願いいたします。

○相良委員 私も異存ありませんと申し上げたいと思って、手を挙げた次第です。

パブコメを拝見いたしました。やはり削除される部分があることについて少し気になる方々がいらっしゃるのだなというのは、よく分かったところではあるので、考え方についてホームページでの御説明を丁寧にしていただければありがたいと思いました。よろしくをお願いします。

○金子座長 相良委員、ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

○庄司商標審査基準室長 相良委員、コメントありがとうございました。今言及いただきました、ウェブサイト上における丁寧に周知していくというところを、少し御説明申し上げられればと思いました。

まず、申し上げたとおり、特許庁のホームページにおきまして商標審査基準の改訂につきましては速やかに周知を行っていくという予定でございます。加えまして、同じホームページにおきまして、コンセント制度に係るQ&Aのページがございますが、こちらを拡充することも検討しております。また、各種説明会等の機会を捉えまして、今回の基準改訂に伴ってコンセント制度がより使いやすくなったのだということをアピールしていきたいと考えております。

なお、今回の審査基準の改訂に伴う詳細な説明、詳細な運用につきましては、商標審査便覧において整備する予定でございます。便覧の改訂につきましても、審査基準に準じて周知を行ってまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○金子座長 庄司様、ありがとうございました。

今の点、あるいはほかの点に関して御質問や御意見などあれば、ぜひお願いいたします。中山委員、お願いいたします。

○中山委員 各説明会でまたさらにコンセント制度が利用しやすくなったことを御説明されるというお話だったのですけれども、それは団体などから申入れをしてお願いする形になりますか。それとも、割と大きな改正のときのように、定期的にスケジュールなどを組まれてお知らせいただける形になるか、どちらでしょうか。

○庄司商標審査基準室長 中山委員、ありがとうございます。コンセント制度の基準改訂案、単独で説明会を開催するという事は現状考えておりません。

ただ、弊庁におきましては各種説明会を行っておりますので、そういった機会にコンセント制度を説明するスライドを用意して御説明申し上げるところを念頭に置いてお

ります。

また、団体の皆様からもし御依頼をいただいた場合は、当然検討しまして、周知をさせていただくというところを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○中山委員 ありがとうございます。承知しました。

○金子座長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この審査基準の改訂に関して変更すべき等の御意見は特にございませんで、今後、趣旨の説明についてきちんとしていただきたいという点について、特許庁のほうでもぜひ進めていただければと思います。

では、審査基準の改訂案については本ワーキンググループにおいて了解をいただけたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、本議題については、事務局提案のとおりまとめさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了いたします。今後のスケジュール及び御挨拶を事務局よりお願いいたします。

○根岸商標課長 御審議いただきまして、ありがとうございました。本日御確認いただきました商標審査基準改訂案につきましては、事務局にて特許庁内の所定の手続を経た上で、商標審査基準改訂第17版、現在、改訂第16版ですので、17版として早期に特許庁ホームページにて公表させていただきます。この商標審査基準改訂第17版は、令和8年4月1日以降の審査に適用されることとなります。

それでは、今年度、今回の商標審査基準ワーキンググループにつきましては今日で最後となりますので、委員の皆様からぜひ一言ずつお願いできればと思っております。それでは順番に、江幡委員からお願いできればと思います。

○江幡委員 50音順ですので覚悟しておりました。

金子座長、また事務局の皆様、いろいろ御調整をいただきまして大変ありがとうございます。

前回、思いつきのようにその場で申し上げた点を、さらに御検討いただきまして、収まりのいいといいますか整合性の取れた基準になったのではないかと思います。ありがとうございました。

あと、商標審査基準というのは、ほかの特許の審査基準よりもさらに、企業で例えば自ら出願するとか個人が自ら出願するという一方で、一番ユーザーに身近な基準になっているかと思えます。

先ほどパブリックコメントを拝見しましたら、専門知識のない人にも分かりやすくしてほしいというような御要望もありまして、このことは商標の審査基準を考える上では、常に心に留めておかなければいけないことかなと思えました。今後、説明会などで本件の改訂を周知されるということですが、併せて、商標の審査基準それ自体についても、常にユーザー目線で分かりやすいかどうかということ意識していただけるとありがたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○根岸商標課長 ありがとうございます。それでは、オンラインからになりますけれども、相良委員、お願いできますでしょうか。

○相良委員 ありがとうございます。今日は現地に伺えず、すみません。

コンセント制度自体の注目度も高く、実務をやっていると、日本で導入されたコンセント制度はどうなっているのか、というご質問をいただくことも多くありますので、やはり皆さん関心は高いところだなと感じますし、この審査基準改訂についても、商標実務家の方たちが注目しているなとすごく感じておりました。ワーキンググループ内のご説明の中で、今、コンセント制度を利用する出願についての審査の運用を、非常に慎重に進められていると伺って、なるほど、結構注目されて大変なのだろうな、と思ったのですが、ぜひ慎重を期しつつも、使いやすい制度として運用していただけたらと思えます。そういった運用の中で、新しくこうして少しずつでも、実務に即して審査基準を変えてくということも、すごく大事なことだと思いますので、今後運用が進む中で、適宜必要な変更を加えながら、さらに使いやすい制度になっていくことを期待しております。ありがとうございました。

○根岸商標課長 ありがとうございます。それでは、徳若委員、お願いできますでしょうか。

○徳若委員 ありがとうございます。今回のコンセント制度につきましては、もともと施行の段階から知財協としても非常に関心の高いテーマでございました。制定の際はいろいろな御意見もあったかと思えますけれども、開始から2年弱で、このような形で実態に即した早急な基準の改訂は非常に心強いなと感じてございます。

一方で、まだまだ使いにくいであったりとか、使う際の懸念点があるという御意見も多数ございますし、ちょうど今年度は商標委員会でもこの制度を研究テーマとして扱っている小委員会がございました。こういった形・内容で発表されるか分かりませんが、企業目線での研究も進んでおります。また、実際にコンセント制度の審査において、まだ件数自体もそこまで多くなく、拒絶となった事例もないということですので、まだこれから蓄積されていくと思いますけれども、そういった実態を踏まえて、さらなる制度改良を含めて、これからも知財協としても協力できればと思っていますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○根岸商標課長 ありがとうございます。それでは、中山委員、よろしくお願いいたします。

○中山委員 このたびは御説明いろいろいただきありがとうございました。

出願の件数が徐々に上がっていき、審査をされ、動かれています中でこのように、より使いやすい制度にしようとして御検討いただけたことに本当に心より感謝申し上げます。

また、事あるごとにユーザーの意見を聞いてくださり、ユーザー側でどのようなことを悩んでいるのか、使いたいけれどもどこでつまづいてしまうのかということも丁寧に聞いてくださったこと、本当にありがたく思っております。私ども弁理士会としましても実務上の経験やいろいろ体験したことなどをお伝えして、これからもよりよい制度になるように貢献させていただければと思っております。

また、ユーザーへの改訂の御説明につきましては、今日、説明会のほかにもホームページ上での御説明、コンセント制度のQ&Aの拡充ということで、多面的にユーザーに発信してくださるということ聞いて安心いたしました。

ユーザーとしましては、まず審査基準を拝見すると思いますが、Q&Aなどがホームページにあるということには気づかない場合もありますので、その辺りも周知いただけるといいと思います。私どもはここで検討させていただきましたので、審査基準の項目が削除された背景などは理解したつもりですが、初めてこの改訂に触れる方は、まずは審査基準を見ることになると思います。削除の背景や理由については審査基準自体には記載がありませんから、そこからホームページなどで情報を得られるというステップ踏んで仕事をされるとと思いますので、周知をよろしくお願いいたします。

あとは、もし分かればいいのですが、その後、コンセント制度利用の出願の件数がまた増たのかどうか、もし最新の情報があれば教えていただければと思います。

○庄司商標審査基準室長 中山委員、大変ありがたいお言葉でございます。周知のほうに関しましては、しっかりやっていきたいと思っておりますし、まずQ&Aにたどり着けるようにするというところ、また気づきをいただきましたので、工夫をしております。

御質問いただきました件数でございますが、前回の12月1日現在で発表させていただいた件数を改めて申し上げますと、主張件数が153件でした。登録査定件数が26件でした。J-PlatPatで見られる、設定登録をした上で、公報に上がって、そしてそれがJ-PlatPatに反映された件数、というのが18件と発表させていただいております。

本日時点で、先ほど確認をしましたところ、コンセンートの主張案件数は209件でございます。登録査定件数は48件でございます。そして、J-PlatPat上で見られる現時点での件数は32件でございます。

いずれにしても、拒絶査定件数は0件でございます。

主張案件数は50件程度、この2か月で伸ばしているというところは、やはり皆様が少し利用できるかなと思ってくださった結果であり、弁理士の先生方、出願人の皆様方が基準等をお読みいただいて、トライいただいている結果だと思っておりますので、真摯に審査を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○中山委員 ありがとうございます。

○根岸商標課長 ありがとうございます。それでは、渕委員、お願いいたします。

○渕委員 このたびは、実務的にもニーズが高かったコンセント制度が整備されて、そして動き始めたということに対応しまして、関連する審査基準の改訂という、とても意義深いものであったと存じます。金子座長、それから事務局の皆様のおかげで、こうして迅速な改訂につながったということをご心より御礼申し上げます。

そして、ただいまのように、コンセント制度をめぐる現況を詳しく教えていただきまして、私自身も大変勉強になりました。こちらもお礼申し上げます。

今回の改訂を踏まえて、そしてまた、今御質問があったように広報も進めていくということで、さらに動向を見守りまして、引き続きよりよい商標制度がつくられていくことを期待しております。大変お世話になりました。ありがとうございます。

○根岸商標課長 ありがとうございます。それでは、和田委員、お願いいたします。

○和田委員 本日はどうもありがとうございました。

個人としての感想にはなるのですがけれども、私が委員として参加させていただきましたのが前回の37回と今回という、短いものでございました。その中で、コンセント制度の運

用が、実際の実例を通じて基準がより使いやすくなるように改訂されていく、その過程に立ち会えたことを非常に意義深く感じております。

特に出所が実質的に同一である場合の整理として、支配関係がある場合と、出所が実質的に同一である場合に、何を証明していくかということが基準に記載されました点は、制度の使いやすさと出願人の予測可能性の向上という点で、非常に大きな前進だと感じております。

私どもの実務の現場では、やはりどこまで何を主張するのか、どういった証明が必要かということは常に最大の関心事でございます。今回の基準の改訂後にも、その実例が積み重なって、さらに分かりやすい基準に育っていくことを楽しみにしております。どうもありがとうございました。

○根岸商標課長 ありがとうございます。それでは、最後に金子座長、お願いいたします。

○金子座長 前回のワーキンググループから座長を拝命しまして、委員として参加していたときも大分緊張していましたが、こちら側に来るとさらに緊張して、そのような中で慣れない点でいろいろと行き届かない点があったかと思えますけれども、委員の先生方、そして事務局の皆様のおかげで非常にスムーズな委員会としての議論を進めることができました。また、内容的にも充実した議論を進めることができましたことを御礼申し上げます。

また、コンセント制度については、法改正から運用が始まり、そして今回の審査基準の改訂で、出所が実質的に同一であるという場合についての基準が整備されて、今後さらにこれに基づく運用が蓄積されると、また、さらにすみ分け型の事例についても、今後さらに事例が蓄積されることで、制度が実際にどのように使われているか、それに対して改善すべき点、あるいは、そのメリット、デメリット等も明らかになっていくと思えますので、そういったものに基づいて、私個人も研究者として今後も研究をしていきたいと思えますし、ぜひ先生方の、またユーザーの皆様の御意見も伺っていきたくと考えております。

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、師田審査業務部長から御挨拶をいただきたいと思えます。

○師田審査業務部長 今年度はコンセント制度に関しまして、制度の適用によって登録に至った案件の分析を踏まえまして、商標審査基準の記載の充実を図るべく、御審議をいただきました。

委員の皆様には、ユーザーの皆様の利便性、審査基準の分かりやすさなどなど、本当に様々な角度から貴重な御意見をいただきながら議論を進めることができました。

また、団体から代表としておいでいただいた委員の皆様には、関係団体へのフィードバック、団体内での意見の御調整なども大変御尽力いただいたものと思っております。あわせて感謝を申し上げます。

本ワーキンググループでの御審議を踏まえて、4月1日からこれを適用させていただくということでございますけれども、本日御指摘いただきましたとおり、特許庁のホームページを通じたユーザーの方々に関する周知などなど、とにかく的確な審査についてしっかり周知していくように取り組んでまいります。

コンセント制度は、事業者さんの連携、協業を促す、ある意味、イノベーションを生み出す制度であると考えておりまして、この制度の使い勝手が上がるということは、翻っては、さらに日本の活力の増強につながるものと我々としても期待しているところでございます。

先ほど庄司のほうから御紹介しましたけれども、このコンセントを使っていた件数も徐々に上がってきているということですし、4月に基準が改訂されると、さらに皆様の予見性が高まって、これの活用を御検討いただくということも我々は期待して、これが全体的な日本の経済の底上げにつながっていくことを期待しているところでございます。

金子座長をはじめまして委員の皆様には熱心な御議論を重ねていただきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

今後もまた実績の状況を見ながら、必要に応じた適宜見直しを行ってまいりますので、今後とも御指導のほどお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○金子座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第38回商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

3. 閉 会